

## 環境保全型農業への支援策について知りたい

国が実施する環境保全型農業直接支払交付金と連動し、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する環境保全型農業の取組を支援します。

### 環境保全型農業直接支援対策

#### ○支援対象者

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者2名以上が組織する団体等が支援の対象となります。

- 1.対象作物について販売を目的として生産を行っていること。
- 2.みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修等を受講し、実践していること。

#### ○事業要件

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実践を推進するための活動として掲げられた11の活動のうち、いずれか1つ以上を実践する必要があります。

#### ○支援の対象となる取組と支援の水準

支援の対象となる取組は、当年度中に完了できる等、一定条件を満たす地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組です。

- 1.国際水準の有機農業の取組（化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組）
- 2.化学肥料、化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組。
  - ①炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
  - ②カバークロップ（緑肥の作付）
  - ③リビングマルチ（緑肥の作付）
  - ④草生栽培
  - ⑤不耕起播種
  - ⑥長期中干し
  - ⑦秋耕
  - ⑧冬期湛水管理

#### ○支援の水準（基本的な支援単価の上限）

1. 14,000～3,000円/10a（対象作物や加算措置の取組の有無により異なります）
2. ①ア 4,400円/10a：稲わら堆肥，イ 2,200円/10a：稲わら堆肥以外の堆肥  
② 6,000円/10a ③ 5,400又は3,200円/10a（緑肥の種類により異なります）  
④ 5,000円/10a ⑤ 3,000円/10a ⑥⑦ 800円/10a ⑧ 8,000～4,000円/10a

※国、県、市町村の予算状況により、支援単価が変動する場合がありますので、あらかじめご承知願います。

#### ○申請期間

申請期限は6月末日です。（原則として対象活動が開始される前までに事業計画を提出。）  
取組を行うほ場がある市町村へ申請書等を提出してください。

詳細については、下記または、東北農政局生産部生産技術環境課（仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 電話：022-263-1111）か市町村にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班 e-mail：miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2845
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11相談窓口」を参照）